

保育料（利用者負担）

保育料は、保育園に入園している児童と **① 同一世帯に属して生計を一にしている** 扶養義務者（原則父母）の市民税額によって決定されます。ただし、父母以外の方が **② 家計の主宰者** となっている場合には、その方の市民税額によって決定されます。なお、寄附金税額控除や住宅借入金等特別控除などは適用されません。

また、平成30年9月1日より国の制度改正があり、過去に婚姻歴のない未婚のひとり親である場合は保育料が減額される場合がありますので、お申し込み時にお問い合わせください。

③ 保育料の適用期間については、以下の図をご参照ください。令和元年10月1日より3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の保育料が**無償化**となりました。ただし、**保育料とは別に保育園に直接支払う費用（制服、日用品費、主食費、副食費 等）があります**ので詳しくは保育園にお問い合わせください。

① 「同一世帯に属して生計を一にしている」について

世帯分離している、していないに関わらず、同一住所にて同居していることをいいます。
なお、二世帯住宅で、生計を別に行っていることが明確な場合は同一世帯ではありません。
※ 父母の一方が単身赴任をされている場合は別々の住所でも同一世帯となります。

② 「家計の主宰者」の認定について

- 保育園入園児の父母の前年分収入合算額が103万円を超える場合

父母のみの収入で生計が成り立つと判断されるので、家計の主宰者は父母となります。

- 保育園入園児の父母の前年分収入合算額が103万円以下の場合

家計の主宰者は同居している扶養義務者（祖父母等）となります。

③ 「保育料の適用期間」について



※ 保育料の詳細は「保育料月額表」をご参照ください。算定年齢は令和2年4月1日時点です。
年度途中に年齢が変わっても、年度末までは算定年齢での保育料をご負担いただきます。